

新型コロナウイルスを理由としたご入金後の使用料のキャンセル還付につきましては、5月30日以降にお申込みされた場合は、**通常のキャンセル規定の取り扱い**となります。

- 会議室→使用日の1ヶ月前の同日までの取り消し申請書提出の場合、**全額**返金致します。
- ホール→使用日の3ヶ月前の同日までの取り消し申請書提出の場合、**全額**返金致します。  
使用日の2ヶ月前の同日までの取り消し申請書提出の場合、**半額**返金致します。

5月29日まで にお申し込みいただいたご使用分		5月30日以降 にお申し込みいただいたご使用分
7月中のご使用の場合	使用日の2日前まで	<b>通常扱い</b>
8月以降のご使用の場合	7月31日まで	

大阪市立浪速区民センター 指定管理者:大阪市コミュニティ協会